

①佐賀大学における安全保障輸出管理の実施 (輸出管理チェックリスト・該非判定書)

第一段階審査

該非判定

貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、当該貨物や技術が輸出許可(又は承認)を必要とするいわゆるリスト規制該当貨物(技術)か否かの判定を行うことをいう。

輸出管理統括責任者

理事
(研究・社会連携・国際交流担当)

⑧ 該非判定

⑦ 決裁

輸出管理統括部署

学術研究協力部
社会連携課・国際課

⑥ 確認

該非判定書及び添付の判定根拠により、判定項番が適当であること及び最新の外為法等の規制内容等に関する解釈に誤りがないか確認する。

判定結果 ⑤ 回付

輸出管理責任者

部局長

④ 確認

輸出内容の把握

③ 該非判定書の提出

⑨ 判定結果の交付

輸出管理
アドバイザー
(法務・技術関係)
相談



提供・輸出を行おうとする者



確認



相手先



① 輸出管理チェックリストの作成

(相手先の確認)

相手先の概要、研究内容、事業内容等に関して入手した情報により、次に掲げる事項について相手先の確認を行い、「輸出管理チェックリスト(様式1)」を作成し、相手先に核兵器等の開発等及びその他の輸出管理上の懸念がないか確認する。

- (1) 相手先が核兵器等の開発等に関与している懸念のある企業・機関等であるとして、経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されていないか。
- (2) 技術の提供先又は貨物の輸出の仕向地が輸出管理懸念国ではないか。
- (3) 相手先が核兵器等の開発等を行っている、又は過去に行っていたことはないか。

(用途確認)

相手先から入手した情報及び相手先との打ち合わせ資料等により、引き続き「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1)により提供する技術又は輸出する貨物の用途について、次に掲げる事項に該当しないか確認する。

- (1) 提供技術又は輸出貨物が、核兵器等の開発等に用いられないか又はその懸念がないか。
- (2) 提供技術又は輸出貨物が、経済産業省が核兵器等の開発等に関連すると指定している次の行為に用いられないことがないか。
ア～オ(省略)
- (3) 通常兵器の開発等に用いられていないか。



② 該非判定書(技術)又は該非判定書(貨物)の作成

(該非判定)

提供・輸出を行おうとする者は、「輸出管理チェックリスト」での確認を行い、「該非判定書(技術)」(別紙様式2の1)又は「該非判定書(貨物)」(別紙様式2の2)に必要事項を記入する。